

(別紙様式 1)

審議案件に関する概要

令和 4 年 9 月 1 4 日 第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)
届出日	令和 4 年 3 月 3 1 日
担当部署	留萌振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
北海道リース株式会社 代表取締役 村上 則好	札幌市中央区南 1 条西 1 0 丁目 3 番地

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ツルハドラッグ天塩店 天塩郡天塩町字川口 5 6 9 0 - 3 の一部	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北 2 4 条東 2 0 丁目 1 番 2 1 号	
(3) 新 設 日	令和 4 年 1 2 月 1 日	
(4) 店舗面積の合計	1, 2 4 1 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	4 7 台
	駐輪場の収容台数	1 0 台
	荷さばき施設の面積	4 0 m ²
	廃棄物保管施設の容量	8 m ³
(6) 施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前 7 時 0 0 分 ~ 午後 9 時 5 0 分
	駐車場の利用時間帯	午前 6 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分
	駐車場の出入口数	出入口 3 箇所
	荷さばき時間帯	午前 6 時 0 0 分 ~ 午後 1 0 時 0 0 分

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 4 7 台 ≤ 設置台数 4 7 台
	従業員駐車場等の整備	6 台
	駐輪場の整備	1 0 台
	来客車両等の入出庫方法	・ 平面自走式 オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	・ 計画的搬入により、搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	・ 駐車場の出入口は見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保することや来店車両に対し、各出入口に看板を設置し注意喚起を行い歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
交通整理員の配置	・ 開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に、交通整理員を 1 名配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。	

		・配置場所については、時間帯・混雑状況に応じ、臨機に対応する。																														
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪事業者と契約し、10cm以上の降雪が生じた場合に除雪を行う。 ・堆積場の雪は適時排出し、来客駐車場の確保に努めるほか、公道に堆積した雪により出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも務める。 																														
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>55 dB</td> <td>36 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>55 dB</td> <td>45 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>55 dB</td> <td>48 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>55 db</td> <td>46 db</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	55 dB	36 dB	○	2	55 dB	45 dB	○	3	55 dB	48 dB	○	4	55 db	46 db	○										
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価																											
		1	55 dB	36 dB	○																											
		2	55 dB	45 dB	○																											
		3	55 dB	48 dB	○																											
	4	55 db	46 db	○																												
	夜間の等価騒音の予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>環境基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>45 dB</td> <td>24 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>45 dB</td> <td>29 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>45 dB</td> <td>37 dB</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>45 db</td> <td>34 db</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	1	45 dB	24 dB	○	2	45 dB	29 dB	○	3	45 dB	37 dB	○	4	45 db	34 db	○										
		予測地点	環境基準値	予測結果	評価																											
		1	45 dB	24 dB	○																											
		2	45 dB	29 dB	○																											
		3	45 dB	37 dB	○																											
	4	45 db	34 db	○																												
	夜間の音源毎騒音レベル最大の予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>音源の種類</th> <th>規制基準値</th> <th>予測結果</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a1</td> <td>冷凍機</td> <td>40 dB</td> <td>57 dB</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>a2</td> <td>排気①</td> <td>40 db</td> <td>49 db</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td colspan="5">・敷地境界で規制基準値を超える、a1及びa2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。</td> </tr> <tr> <td>a1'</td> <td>冷凍機</td> <td>40 dB</td> <td>27 db</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>a2'</td> <td>排気①</td> <td>40 db</td> <td>37 db</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	a1	冷凍機	40 dB	57 dB	△	a2	排気①	40 db	49 db	△	・敷地境界で規制基準値を超える、a1及びa2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。					a1'	冷凍機	40 dB	27 db	○	a2'	排気①	40 db	37 db	○
		予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価																										
a1		冷凍機	40 dB	57 dB	△																											
a2		排気①	40 db	49 db	△																											
・敷地境界で規制基準値を超える、a1及びa2について直近壁際で再計算した結果規制基準値を下回る。																																
a1'	冷凍機	40 dB	27 db	○																												
a2'	排気①	40 db	37 db	○																												
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入により、搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 																															
付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。 																															
青少年の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。 																															
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、かかる問題についても適正な対応策を講じるとともに、住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応する。 																															
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.798m ³ < 設置容量 8m ³																														
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設は屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはない。 																														
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示を行う。 																														
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 																														

	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設では調理等を行わないので調理臭は発生しない。 ・在庫管理を徹底し食品ロスが発生しないように努めるが、まれに食品ロスが発生しても商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することないように調和を図る。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署との連携を図り、管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面天塩警察署地域交通課)	協議済み
	地元市町村 (天塩町役場商工観光課)	協議済み
	道路管理者 (留萌開発建設部羽幌道路事務所、天塩町役場総務課建設課)	協議済み
	その他関係機関 (天塩町教育委員会)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	令和4年8月19日付け意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし

(仮称ツルハドラッグ天塩店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会では当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下、「届出書等」という。）では、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項を満足しており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないとしている。

天塩町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

また、留萌振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。